

News Release

2018年9月12日

各 位

会社名 パイオニア株式会社
代表者名 代表取締役 兼 社長執行役員 森谷 浩一
(コード 6773 東証第一部)
問合せ先 取締役 兼 常務執行役員 齋藤 春光
(電話 03-6634-8777)

スポンサー支援に関する基本合意書の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議に基づき、ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア（以下、「BPEA」）傘下のKamerig B.V.（以下、「本件ファンド」）との間で、スポンサー支援に関する基本合意書（以下、「本基本合意書」）を締結しましたので、お知らせします。

1. 本基本合意書の締結に至る経緯及び理由

当社は、全社的な経営改善計画やOEM事業の抜本的な見直し施策の検討を進めてきましたが、今般、当社に対する出資等を通じた資金提供を含む支援を頂けるスポンサーを新たに選定し、かかるスポンサーからの資金提供等により、足下の資金繰り・キャッシュ・フローの正常化、既存借入金の返済資金及び今後の成長投資のための資金の確保等を実現することで、当社が抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが、当社の安定的な事業継続にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。そこで、当社は、複数のスポンサー候補に対して、当社に対する出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性を打診し、かかる複数のスポンサー候補から提示された提供可能な資金の金額、その実施時期・実現可能性、スポンサーとして参画した後の当社の経営・事業に関する考え方や当社グループの早期の経営改善・中長期的な成長に向けた取組姿勢等を含む提案内容を慎重に検討した結果、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示した先である本件ファンドとの間で本基本合意書を締結するに至りました。本件ファンドは、本基本合意書において、本件ファンド又はその支配する事業体（以下、「本件割当予定先」）が総額金500億～600億円を目標に当社に対する出資（以下、「本件第三者割当て」）を実施する意向を表明するとともに、本件第三者割当て後の当社の経営について、下記「3. 本基本合意書の概要（2）経営に関する基本方針」記載の各事項を基本方針とすることを確認しており、当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向を表明しております。また、本件ファンドは、本基本合意書の締結と合わせて、本件第三者割当てに先立ち、2018年9月18日に、総額250億円の融資（以下、「本件ブリッジ・ローン」）を当社に対して実行し、これを当社の運転資金や既存借入金への返済に充当することに合意しております。なお、本件ブリッジ・ローンは、本件第三者割当てが実施された場合には、本件第三者割当てにより出資された資金の一部により返済されることが予定されています。本基本合意書の具体的な内容につきましては、下記「3. 本基本合意書の概要」をご参照ください。

なお、本基本合意書における本件ファンドによる本件第三者割当ての実行に関する意向表明は法的拘束力を有するものではなく（ただし、本件ブリッジ・ローンに係る金銭消費貸借契約はその限りではなく、法的拘束力を有します。）、最終的なスポンサー選定は、本件第三者割当て等に関する法的拘束力のある正式契約（以下、「本正式契約」）の締結により行われる予定です。本正式契約の具体的な内容については、今後のデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社と本件ファンドとの間

で、協議して参ります。

2. B P E Aの概要

本件ファンドは、B P E Aが投資上のアドバイスを提供するファンドの子会社です。B P E Aは、合計 160 億米ドル超の運用資産を有する7つのファンドに対し投資上のアドバイスを提供する、国際的なリーディング・プライベート・エクイティ・ファームです。B P E Aは、多国籍のクロスボーダー案件に投資する関連ファンドに対する投資上のアドバイスの経験及び手腕をその特徴とし、香港、ムンバイ、シンガポール、ジャカルタ、東京、北京、上海、ロンドン及びロサンゼルスの世界の各拠点から関連ファンドによる投資を支援しています。B P E Aの関連ファンドは、1997 年以来、アジア太平洋地域及び世界におけるリーディング・カンパニーに投資しており、現在投資している企業は 40 社以上におよびます。

3. 本基本合意書の概要

(1) 本件第三者割当てによる資金提供

当社及び本件ファンドは、本正式契約の規定に従い、当社が総額金 500 億～600 億円を目処に、本件割当て予定先を割当て先として、普通株式又は議決権を有する優先株式（普通株式を対価とする取得請求権を含む。）を発行し、本件割当て予定先が、これを引き受ける方法により、当社に同額を出資する意向を有していることを相互に確認する。

本件第三者割当てにより発行される当社株式の1株あたりの払込金額は、当社及びその子会社に対するデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて本正式契約において定めるものとする。

本件第三者割当ての実施について、当社の株主総会決議による承認が必要な場合、本件第三者割当ては、かかる株主総会の承認が得られることを条件とする。

(2) 経営に関する基本方針

本件第三者割当て実施後の当社の経営については、現時点において以下を基本方針とし、本正式契約においてもかかる基本方針を合意する。

・当社グループの経営

本件割当て予定先は、当社グループの自主的で機動的な経営を尊重しつつ、当社グループの企業価値向上のために必要な変革を行うことに協力するものとする。

・上場の維持

本件第三者割当ての実施後、当面の間、当社普通株式の上場を維持するものとする。

・商号・ブランドの維持・尊重

当社及びその子会社は、特段の事情の変更が無い限り、現在の商号及びブランドを維持する。

・取引関係の維持・継続

特段の事情の変更が無い限り、当社グループと各取引先との現在の取引関係を維持・継続する。

・第三者との提携へのサポート

当社及び本件割当て予定先は、当社グループの企業価値向上に向けて、既存事業の維持・継続・発展及び新規事業の開始等のために必要となる第三者との提携について協議し、その内容に従い、本件割当て予定先は、これに対してサポートを提供する。

・その他

事業計画等その他の経営に関する基本方針については、上記の各合意事項を踏まえて、当社及び本件割当て予定先間で別途誠実に協議するものとする。

(3) 日程

当社及び本件ファンドは、本件ブリッジ・ローンを実行した後、以下のスケジュールを目途として、本件第三者割当てを実施する意向であることを確認し、その実現に向けて最大限努力する。

本正式契約の締結	2018年10月末日まで(予定)
本件第三者割当ての払込み	2018年12月末日まで(予定)

4. 今後の見通し

本基本合意書の締結が2019年3月期連結決算に与える影響は、現時点で未定ですが、確定次第、公表します。

以 上

この文書は、当社のスポンサー支援に関する基本合意書の締結に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。